

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意見書

令和2年 月 日

(宛先) 川崎市 市長

住所 〒

フリガナ

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

電話番号又はメールアドレス

川崎市環境影響評価に関する条例 (平成11年川崎市条例第48号) 第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

(注意事項)

- 1 環境の保全の見地からではない意見や、記載事項に不備がある意見書は、意見書として取扱うことができませんので御注意ください。
- 2 意見の記入及び提出に当たっては必ず別紙「意見書を提出する方へ」を御確認ください。

提出意見に関連する条例準備書の該当ページ数又は環境影響評価項目等

景観・圧迫感

(条例準備書についての環境の保全の見地からの意見)

景観がいちじるしく後退し、圧迫感が増える

(1) 景観

●地域景観の特性の変化の程度は小さいと予測しているがとても認められるものではない。写真5.5.1-1、-2、-3、-4のいずれを見ても地域景観が極度に悪化し、市道久末鷺沼線、市道鷺沼36号線に対する圧迫感の増加はこれまでの良好な都市景観を破壊している。低層部の壁面線の後退1mとなっているが、それでは良好な都市景観の保持はできない。

●現状の市道久末鷺沼線に対する東急フレルの壁面線の後退は約10mであり、反対側のマンションは足元で5mの壁面後退となっている。緑化の推進や風害の低減のためにも低層部の壁面線は駅前街区、北街区とも最低2.5mは後退すべきである。

(2) 圧迫感

●形態率の悪化 天空写真5.5.1-11、-12、-14に見られるように圧迫感の増加は明らかであり、計画地周辺地域の現在の生活環境が全く保全されていない。低層部の壁面線の後退による圧迫感の増加の低減が必要である。

※ この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。その場合、紙の右上に「__枚中__枚目」と全体の枚数を記載してください (例: 3枚中1枚目)。

提出期限 令和2年8月12日(水)まで (郵送の場合は当日消印有効)

意見記入欄